

特定非営利活動法人i-vent定款

第1章総則

第1条(名称)

1.当法人は、特定非営利活動法人i-ventという。

第2条(事務所)

1.当法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章目的及び事業

第3条(目的)

1.当法人は、青少年の学習に携わる全ての人に対して、青少年の健全な育成、伝統の維持・継承、コミュニケーションの促進、創作活動の支援、社会教育の推進、電子機器の活用促進、情報化社会への教育の促進や学術の振興に関する事業を行い、青少年の成長を通じて社会全体の発展に寄与することを目的とする。

第4条(特定非営利活動の種類)

1.当法人は、第3条で定めた目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)情報化社会の発展を図る活動
- (5)科学技術の振興を図る活動

第5条(事業)

1.当法人は、第3条で定めた目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)学習補助となるイベントやサービスの提供事業
- (2)教育コンテンツの提供事業
- (3)電子機器活用に係る学習環境向上のサイト「KITs」の運営事業
- (4)日常作業効率化に係るIT活用の情報提供事業
- (5)地域の伝統や歴史に関する情報提供事業
- (6)その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章会員

第6条(種別)

1.当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3)ボランティア会員 当法人の一部事業を手助けするために入会した個人及び団体

第7条(入会)

- 1.会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2.会員として入会しようとするものは、総会で定める入会申込書により申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3.理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条(入会金及び会費)

1.会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条(会員の資格の喪失)

1.会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

第10条(退会)

1. 会員は、総会で別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条(除名)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章役員及び職員

第12条(種別及び定数)

1. 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人以上、正会員数の3分の1以下

(2) 監事1人以上全役員数の3分の1以下

2. 理事のうち、1人を理事長とする

第13条(選任等)

1. 理事長及び理事並びに監事は、総会において選任する。

2. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員数の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3. 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。

第14条(職務)

1. 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、当法人を代表しない。

3. 理事は、理事長を補佐し、理事長が事故ある時又は欠けた場合、又は理事長が海外滞在等により物理的な押印や書類の取り扱い等の実務を行うことが困難な場合には、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務の一部又は全部を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 当法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、臨時総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第15条(任期等)

1. 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条(欠員補充)

1. 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条(解任)

1. 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第18条(報酬等)

- 1.役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2.役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3.前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第19条(職員)

- 1.当法人に、職員は置かない。

第5章総会

第20条(種別)

- 1.当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第21条(構成)

- 1.総会は、正会員をもって構成する。

第22条(権能)

総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業計画及び活動予算並びにその変更

(5)事業報告及び活動決算

(6)役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7)入会金及び会費の額

(8)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9)事務局の組織及び運営

(10)その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条

- 1.通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2.臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第24条(招集)

- 1.総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2.理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3.総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

第25条(議長)

- 1.総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第26条(定足数)

- 1.総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

第27条(議決)

1.総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2.総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条(表決権等)

- 1.各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2.やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3.やむを得ない理由のため総会の場所に行けない正会員は、Web会議システムを活用して総会に参加し、発言や決議に加わることができる。
- 4.前2項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5.総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第29条(議事録)

1.総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者並びにオンライン参加者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章理事会

第30条(構成)

1.理事会は、理事をもって構成する。

第31条(権能)

1.理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第32条(開催)

1.理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めるとき。

(2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第33条(招集)

1.理事会は、理事長が招集する。

2.理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3.理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

第34条(議長)

1.理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第35条(議決)

1.理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2.理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条(表決権等)

1.各理事の表決権は、平等なるものとする。

2.やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することが出来る。

3.やむを得ない理由のため理事会の場所に行けない理事は、Web会議システムを活用して理事会に参加

し、発言や決議に加わることができる。

4.前2項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5.理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第37条(議事録)

1.理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者又はオンライン参加者がいる場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。

第7章資産及び会計

第38条(資産の構成)

1.当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立の時の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

第39条(資産の管理)

1.当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第40条(会計の原則)

1.当法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第41条(事業計画及び予算)

1.当法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第42条(暫定予算)

1.前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2.前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第43条(予算の追加及び更正)

1.予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第44条(事業報告及び決算)

1.当法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2.決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第45条(事業年度)

1.当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第46条(臨機の措置)

1.予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章定款の変更、解散及び合併

第47条(定款の変更)

1.当法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、

かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)目的
- (2)名称
- (3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5)社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10)定款の変更に関する事項

第48条(解散)

1.当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続き開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し

2.前項第1号の事由により当法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3.第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第49条(残余財産の帰属)

1.当法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者から、解散を決議する総会で決めるものとする。

第50条(合併)

1.当法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章公告の方法

第51条(公告の方法)

1.当法人の公告は、当法人のホームページに掲載して行う。

第10章雑則

第52条(細則)

1.この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1.この定款は、当法人の成立の日から施行する。
- 2.当法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 大久保碧

理事 佐藤瞭真

理事 山本温広

理事 中山道博

理事 和田楓

監事 清野勇伸

3.当法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

4.当法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5.当法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までと

する。

6.当法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-----|-------------|------------|
| (1) | 正会員入会金 | 0円 |
| | 正会員会費 | 500円(年額) |
| (2) | 賛助会員入会金 | 1000円 |
| | 賛助会員会費 | 10000円(年額) |
| (3) | ボランティア会員入会金 | 0円 |
| | ボランティア会員会費 | 0円(年額) |

役員名簿

法人名	特定非営利活動法人i-vent
-----	-----------------

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	大久保碧	[Redacted]	無
監事	清野勇伸		無
理事	中山道博		無
理事	和田楓		無
理事	佐藤瞭真		無
理事	山本温広		無

合併趣旨書

1 趣旨

この合併は、特定非営利活動法人KITsが行ってきたICTを活用した学習環境向上のための教育コンテンツの提供という活動と、特定非営利活動法人i-ventが行ってきた地域活性化や子どもの健全育成に関する活動を統合し、相互に連携した事業を推進するために設立されるものである。これまで、教育支援に関する活動はそれぞれ独立して行われてきた。しかし、情報化社会の進展に伴い、地域活動や社会教育の分野においてもICTの活用が重要性を増している。また、青少年の学びや成長を支えるためには、教育・地域・技術を横断した取組が求められている。そこで、ICTに関する知識や技術とイベント企画・地域活動の経験を統合し、学習支援活動、地域文化・歴史の発信、教育イベントの実施、情報化社会への教育の促進等の事業を一体的に展開することで、活動の幅を広げるとともに継続性と発展性を高め、青少年の健全な育成及び地域社会の発展に寄与することを目的として合併することとした。

2 申請に至るまでの経過

特定非営利活動法人KITsは、学習支援ツールの開発・提供やサイト「KITs」の運営などを行ってきた。一方、特定非営利活動法人i-ventは、地域の歴史や文化に関するイベント「RealGeoGuesser」の運営などを行ってきた。両者は、青少年の育成や社会教育の推進という共通の理念を有し、それぞれの活動分野において相互補完的な関係にあることから、両団体の技術・人材・活動基盤を統合することで、より効果的かつ継続的な事業運営が可能となるとの認識に至り、ここに合併の申請を行うこととした。

2026年 2月 27日

特定非営利活動法人i-vent

設立代表者 住所

氏名 大久保 啓

合併当初事業計画書

法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人i-vent

1 事業実施の方針

- ・2026年度は、計画した各事業を確実に実施し、継続的な活動基盤の確立を目指す。
- ・また、本法人の事業内容をより多くの方に知っていただくため、広報活動およびメンバー募集を促進する。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:円)
(1)学習補助となるイベントやサービスの提供事業	1.学習支援イベントの運営	(A)年間を通して(月1回程度) (B)オンライン又は公共施設 (C)20人	(D)小中学生・高校生 (E)約50人	10000
(2)教育コンテンツの提供事業	1.ツールの開発 2.学習資料の作成	(A)年間を通して(月2回程度) (B)オンライン (C)8人	(D)サイト利用者 (E)約100人	0
(3)電子機器活用に係る学習環境向上のサイト「KITs」の運営事業	1.サイトを運用	(A)年間を通して (B)オンライン (C)4人	(D)サイト利用者 (E)約100人	2580
(4)日常作業効率化に係るIT活用の情報提供事業	1.記事作成 2.イベント運営	(A)年間を通して(月1回程度) (B)オンライン又は公共施設 (C)5人	(D)教育関係者 (E)約100人	0
(5)地域の伝統や歴史に関する情報提供事業	1.記事作成 2.イベント運営	(A)年間を通して(月1回程度) (B)オンライン又は公共施設 (C)5人	(D)教育関係者 (E)約80人	0
(6)その他、当法人の目的を達成するために必要な事業	1.イベント運営 2.広報活動	(A)年間を通して(月1回程度) (B)オンライン又は公共施設 (C)5人	(D)教育関係者 (E)約100人	0

2027年度事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人i-vent

1 事業実施の方針

・2027年度は、様々な事業に挑戦し、活動の幅を広げることを目指す。

・また、本法人の事業内容をより多くの方に知っていただくため、広報活動およびメンバー募集を促進する。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:円)
(1)学習補助となるイベントやサービスの提供事業	1.学習支援イベントの運営	(A)年間を通して(月1回程度) (B)オンライン又は公共施設 (C)20人	(D)小中学生・高校生 (E)約50人	10000
(2)教育コンテンツの提供事業	1.ツールの開発 2.学習資料の作成	(A)年間を通して(月2回程度) (B)オンライン (C)8人	(D)サイト利用者 (E)約100人	0
(3)電子機器活用に係る学習環境向上のサイト「KITs」の運営事業	1.サイトを運用	(A)年間を通して (B)オンライン (C)4人	(D)サイト利用者 (E)約100人	2580
(4)日常作業効率化に係るIT活用の情報提供事業	1.記事作成 2.イベント運営	(A)年間を通して(月1回程度) (B)オンライン又は公共施設 (C)5人	(D)教育関係者 (E)約100人	0
(5)地域の伝統や歴史に関する情報提供事業	1.記事作成 2.イベント運営	(A)年間を通して(月1回程度) (B)オンライン又は公共施設 (C)5人	(D)教育関係者 (E)約80人	0
(6)その他、当法人の目的を達成するために必要な事業	1.イベント運営 2.広報活動	(A)年間を通して(月1回程度) (B)オンライン又は公共施設 (C)5人	(D)教育関係者 (E)約100人	0

合併当初活動予算書

法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人i-vent

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業
I 経常収益	
1 受取会費	
正会員受取会費	13,000
賛助会員受取会費	0
2 受取寄附金	
受取寄附金	0
施設等受入評価益	0
経常収益計	13,000
II 経常費用	
1 事業費	
通信費	0
賃借料	12,580
経常費用計	12,580
当期経常増減額	420
III 経常外収益	
1 固定資産売却益	0
経常外収益計	0
IV 経常外費用	
1 過年度損益修正損	0
経常外費用計	
当期正味財産増減額	420
設立時正味財産額	54,517
次期繰越正味財産額	54,937

2027年度活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人i-vent

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業
I 経常収益	
1 受取会費	
正会員受取会費	13,000
賛助会員受取会費	0
2 受取寄附金	
受取寄附金	0
施設等受入評価益	0
経常収益計	13,000
II 経常費用	
1 事業費	
通信費	0
賃借料	12,580
経常費用計	12,580
当期経常増減額	420
III 経常外収益	
1 固定資産売却益	0
経常外収益計	0
IV 経常外費用	
1 過年度損益修正損	0
経常外費用計	
当期正味財産増減額	420
前期繰越正味財産額	54,937
次期繰越正味財産額	55,357